

入 札 説 明 書

調達物品名

消防ポンプ自動車 2 台口
(津 8 - 2 ・ 藤野佐野川 2)

相模原市 財政局 財政部 契約課

(令和 7 年 4 月 2 3 日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4030

（2）契約件名

消防ポンプ自動車2台口（津8-2・藤野佐野川2）

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）納入期限

令和9年3月1日

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目として「自動車」及び細目として「消防自動車」が認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ メンテナンス対応等証明書(別紙2)

- (2) 提出期間及び提出方法

５（１）の提出書類を、令和７年４月２３日（水）午前９時から令和７年５月１５日（木）正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

（３）提出場所

「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

（４）入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

（５）入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

（６）提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

（７）競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

６ 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

（１）入札期間

令和７年６月５日（木）午前９時から令和７年６月６日（金）午後５時まで

（２）開札日時

令和７年６月９日（月）午前１０時００分

（３）場所

相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

相模原市役所第２別館３階入札室

７ 入札参加資格の喪失に関する事項

（１）入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

（２）入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

８ 入札説明書（仕様書等）に関する事項

（１）入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

（２）ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

（３）質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

※ 仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（別紙 3）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

（4）質問は、上記（3）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第 8 条第 3 号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- （1）入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- （2）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （1）政令第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札
- （2）契約規則第 16 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- （3）ＩＣカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- （4）他人名義のＩＣカードを不正に取得し、使用して行った入札
- （5）ＩＣカードを不正に使用した入札
- （6）次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を 2 通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

12 落札者の決定方法に関する事項

- （1）予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （2）原則として、落札者の決定は開札日とする。

- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

17 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和7年4月23日	公告別案件No	8/9
入札番号		4030			
契約件名		消防ポンプ自動車2台口(津8-2・藤野佐野川2)			
数量		仕様書のとおり			
納入期限		令和9年3月1日			
納入場所		仕様書のとおり			
参加条件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目		細目	
		自動車		消防自動車	
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体に消防自動車の納入実績があること。			
	履行能力	・仕様書に示す業務を履行する能力を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。			
競争参加資格確認申請書 受付期間		令和7年4月23日 (水) 午前9時 から 令和7年5月15日 (木) 正午 まで			
競争参加資格確認通知書 発行期間		令和7年5月20日 (火) 午後1時 から 令和7年5月20日 (火) 午後5時 まで			
参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限		令和7年5月29日 (木) 午後5時 まで			
質問期限		令和7年5月21日 (水)			
回答期限		令和7年5月27日 (火)			
参加資格がないと認めた理 由の説明請求に係る回答期 限		令和7年5月30日 (金) 午後5時 まで			
入札書受付期間		令和7年6月5日 (木) 午前9時 から 令和7年6月6日 (金) 午後5時 まで			
		*郵便の場合 令和7年6月5日 (木) までに必着			
開札予定日時		令和7年6月9日 (月) 午前10時			
契約保証金		要			
契約不適合責任		物件引渡し完了の日から起算して2年間			
備考		・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。			

令和7年度

消防ポンプ自動車仕様書
【4WD／MT・山間地】
(津久井方面隊第8分団第2部)
(藤野方面隊佐野川分団第2部)



相模原市消防局

第1 総則

1 趣旨

この仕様書は、相模原市消防局（以下「当局」という。）が、令和7年度に製作購入する消防ポンプ自動車（CD-I型）（以下「車両」という。）について必要な事項を定める。

なお、本仕様書は1台分とし納車台数は2台とする。

2 基準

（1）本仕様書、当局が承認した製作図及び次の法令等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

イ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

ウ 消防用車両安全基準検討会「消防車両の安全基準について」（平成19年3月）

（2）車両は、ポンプ装置、ホース延長用資機材及び各種消防資機材を積載し、消防活動を行うことを目的とするもので、各部構造及び装置は十分な強度を持ち、耐久性に富むものであること。

3 費用負担

（1）自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料を除く、車両納入までの費用は受注者の負担とする。

（2）自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料については、受注者が代納し、当局へ請求すること。

4 製作上の注意等

（1）本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、当局の指示を受け、誤りのないようにすること。

なお、不明な点は当局へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、当局の解釈に従うものとする。

（2）仕様の変更が必要な場合は、書面をもって当局の承認を得ること。

（3）車両総重量は、シャシの限界荷重（許容軸重限度）に可能な限り、近づけること。

5 検査

（1）検査総則

ア 製作工程表を作成し検査日程を組むこと。

イ 受注者は、検査日の1か月前までに当局に中間検査等申請書を提出すること。

ウ 本仕様書、承認図書及び打合せ議事録に基づいて行うものとする。ただし、一部検査については、社内検査成績表等により省略することができるものとする。

エ 検査は、受注者立会いのもと当局担当者が行う。

（2）中間検査

中間検査の日程は、当局が指定する。

（3）納入検査

納入検査は、納入時に当局担当者及び契約課担当者により実施するものとする。

6 納入等

- (1) 納入期限
令和9年3月1日(月)
- (2) 納入場所
相模原市中央区中央2丁目2番15号 相模原市消防局 消防指令センター
- (3) 納入後、車両及び装備品の取扱要領について、各専門業者による取扱説明を実施すること。また、説明に資料等が必要な場合は、受注者が準備すること。
- (4) 車両及び装備品は油脂類及び電池類付とし、納入後直ちに使用できる状態であること。

7 保証

- (1) 設計製作は、特許及びその他権利上の問題に十分注意し、問題が生じた際は、受注者がその責任を負い解決すること。
- (2) 設計製作の欠陥による故障等が生じた場合は、保証期間後においても受注者がその責任を負い解決すること。
- (3) 故障等の修理について、その対応が艤装メーカー又はシャシメーカーのいずれかの判断がつき難いときの受付窓口は、受注者とする。

8 その他

- (1) 車両登録番号については、希望番号とし別途指示する。
- (2) 車両新規登録は、納入期日の概ね2週間前までに手続きすること。
- (3) 納入後、更新前車両の一時抹消登録証明書、永久抹消登録の証明書を当局が指定する期日までに提出すること。
- (4) 本案件に関する契約不適合責任期間については、物品引渡し完了の日から起算して2年間とする。
- (5) 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、当局と協議して新たな納入期限を定めるものとする。

第2 提出書類

1 打合せ議事録

受注者は当局担当者等との打合せ事項について記録し、提出すること。

2 承認図書

受注者は、契約後速やかに当局と製作上の細部について打合せを行い、打合せ後に次の書類(A4版に製本)を2部提出することとし、承認を受けた後、艤装を行うこと。
なお、承認後1部を承認図書として返却する。

- (1) 製作工程表
- (2) シャシ関係図(改造の場合は、補強等関係図)
- (3) 外観5面図(前、後、上部、左右両面の外観5面図)
- (4) 車体骨組図
- (5) 電気配線図
- (6) 軌跡図
- (7) シャシ関連諸元(エンジン型式、駆動方式、最高出力、総排気量、輪距、軸距、バッテリー規格、オルタネーター規格、タイヤサイズ、最小回転半径等)

(8) その他当局が指示する書類

3 完成図書

受注者は、納入時に、次の書類（A 4 版に製本）を 2 部提出すること。

- (1) 自動車検査証（写）、リサイクル券（写）及び自動車損害賠償責任保険証（写）
- (2) 完成図（シャシ関係図、外観 5 面図、車体骨組図及び電気配線図、軌跡図）
- (3) 自動車改造計算書
 - ア 艤装重量、車両重量及び車両総重量の荷重分布計算書
 - イ 最大安定傾斜角度計算書
- (4) ポンプ試験成績書
- (5) 検定銘板（写）
- (6) 車両取扱説明書（1 部で可）
- (7) 資機材一覧表（品名、製造元、重量を記載）
- (8) 資機材取扱説明書（写）
- (9) 完成写真（新規登録後ナンバー付）及び製作工程の写真を印刷し提出すること。
 - ア 前後左右
 - イ 斜め前後左右
 - ウ 上部全面

4 その他

緊急自動車登録に係る事務手続きは受注者にて行うこと。

なお、申請に必要な書類は当局に要求すること。

第 3 装備品等

- 1 装備品は別表 1、車体への取付品は別表 2、ホース延長用資機材への取付品は別表 3 のとおりとし、必要に応じて取付装置を設置すること。
- 2 参考としてメーカー及び品名が示されているものについて、同等品以上を使用する場合には、質問期間内に「電子入札システム」により同等品申請を行い承認を得ること。
なお、変更の際し、他の装備品、取付品及び取付装置との適合に不具合が生じた場合は受注者が責任を負い解決すること。
- 3 取付装置は、走行中の振動等により移動、破損等を生じないよう安全確実に固定できるとともに、容易に積み下ろしできるものであること。

第4 仕様

1 車両

使用するシャシは消防専用シャシとし、仕様は次表のとおりとする。

なお、この仕様がない事項はシャシメーカーの標準仕様とする。

キャブ	鋼鉄製、ダブルキャブ、乗車定員6名以上
全長（ミラー除く）	5,400mm程度（2台共通・車庫状況により別途協議）
全幅	1,900mm程度（2台共通・車庫状況により別途協議）
全高	2,400mm以下（2台共通・車庫状況により別途協議）
ホイールベース	2,750mm程度
車両総重量	5,000kg未満
エンジン	ディーゼルエンジン、100kW以上
排気量	2,900cc以上
トランスミッション	MT
駆動関係	4輪駆動
その他	寒冷地仕様、九都県市指定低公害車（これに準ずるもの）、電動キャブチルト、エアコン、集中ドアロック、パワーステアリング、電動格納ミラー（助手席）、助手席用補助ミラー、サンバイザー（運転席）、ドアバイザー、アシストグリップ（4か所）、フロアマット、標準車載工具、マッドガード、カーラジオ（AM/FM）、後退警報器、後部室内灯（LED）、エンジンキー×5（リモコンキー×1・ノーマルキー×4、別途協議）、三角表示板、スタッドレスタイヤ適合チェーン（後輪シングル用）、スタッドレスタイヤ（スペア含む、ノーマルタイヤは不要、受注者で処分）

2 ポンプ装置

ポンプ装置及び配管については本仕様書及び動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に適合するものであること。

（1）主ポンプ

ア A-二級

イ 放水量は0.85MPaにおいて $2.0\text{ m}^3/\text{min}$ 以上とし、1.4MPaにおいて $1.4\text{ m}^3/\text{min}$ 以上とする。

ウ 2段バランスタービンポンプ又は3段タービンポンプとし、ポンプ軸封部は、グランドパッキン又はメカニカルシールとすること。

エ ポンプ材質は、軽量かつ堅牢で耐腐食性を有するものとする。

（2）真空ポンプ

ア ポンプはロータリーポンプのオイルレス仕様とし、排気容量は揚水速度を考慮し、 1200 cc 以上とすること。

イ 自動揚水機能及び落水等の異常時に異常を知らせる警報機能を付帯すること。

ウ 吸水配管内の空気を効果的に排出する構造又は、装置を設けること。

エ 動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、動力伝達については歯付ベルト等によりスムーズな伝達が行えること。

（3）計器類

- ア ポンプ圧力計は、直径100mm程度、最高目盛3.5MPaとし、車両左右に設置すること。
- イ ポンプ連成計は、直径100mm程度、正圧目盛2.0MPa、負圧目盛-0.1MPaとし、車両左右に設置すること。
- ウ ポンプ回転計は最高目盛3,500rpm以上とし、車両左右に設置すること。
- エ ポンプ流量計を車両左右に設置すること。
- オ ポンプ積算流量計を設置すること。
- カ 不凍液注入装置を設置すること。
- キ 冷却水装置はガラスボール付とし、車両右側に設置すること。
- ク エジェクターバルブはガラスボール付とし、車両左右に設置すること。
- ケ 放口は65mmボールコック付とし、車両左右に各2箇所設置すること。
- コ 吸口は75mmボールコック付とし、車両左右に設置すること。
- サ 中継口は65mmボールコック付とし、車両左右に設置すること。
- シ ポンプ関係装置はできる限り低く設置すること。
- ス 上記左右ポンプ圧力計及び連成計はポンプ室側板最前端に斜め張り出し式に取り付けすること。

第5 艀装

1 艀装総則

- (1) 最新の製品及び技術をもって行うこと。
- (2) 使用する材料は、日本産業規格品か同等以上の材料で構成されたものであること。
- (3) 十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- (4) 清掃、点検整備、修理等が容易に行えるものであること。
- (5) 別表1、別表2及び別表3の他、本仕様書の艀装を施す際に必要な物品は受注者が負担すること。
- (6) 軽量、低重心となるように設計すること。また、アプローチアングル及びデパーチャアングルを可能な限り確保すること。
- (7) 装備品積載時において、車両の前後バランスが最適に保たれるようにサスペンションを強化すること。(別途協議)
- (8) 各ステップ、手摺、握り棒、はしご、柵、フック等は使用上十分な強度をもたせること。
- (9) 走行中の振動で装備品が落ちないように二重の落下防止措置を実施すること。

2 キャブ艀装及びキャブ詳細仕様

- (1) 乗車時及び走行時における安全の確保に必要な手摺を設けること。また、ステップ部及び各ドア部は、アルミ縞板を張り車体を保護すること。
- (2) 燃料タンク注入口は、鍵付とすること。
- (3) 後部座席前方に外径30mm程度の手摺を横付けで設置すること。
- (4) 後部座席下部は、資機材が収納可能な構造とすること。
- (5) キャブ内にバックカメラ一体型常時録画式ドライブレコーダー(ICHIKOH製STR300シリーズ)を設置すること。

3 車体

- (1) ポンプ室はキャブ直後とし、車体に次の収納庫を設けること。

ア ポンプ室下部収納庫（車体左右、下開き式扉）

イ 装備品収納庫（車体後部、各棚スライドローラー取付、アルミシャッター扉）

ウ 消火用ホース収納棚（収納本数10本以上、展開式）

- (2) 車体周囲に昇降用手摺、昇降用ステップ等を設置し、車体はアルミ縞板等で保護すること。
- (3) 車体上部はアルミ縞板張りとし、周囲に手摺を設けること。
- (4) 各収納庫は可能な限り容積を大きくするとともに、樹脂製のこを敷き、車両下部に排水できるよう水抜きを設置し、栓を設けること。
- (5) 各収納庫の扉の合わせ目にはゴム等を張り、防水処理を施すこと。
- (6) 別表2の資機材については、取付装置を設けること。なお、脱着等により車体に危害を及ぼす恐れのある箇所は、アルミ縞板等で保護すること。
- (7) リアステップの左右に管鎗を取付けること。（別途指示）
- (8) リアタイヤハウス上部は、アルミ縞板張りとする。
- (9) 左右リアタイヤハウスの後部にステップを設けること。なお、ステップはアルミ縞板製とし、外縁は折り曲げ加工とする。
- (10) 車体前部以外に再帰性に富んだ反射材で、赤色のラインを貼付すること。
- (11) 給油口付近に油種を明示すること。
- (12) 燃料は満タンクの状態での納車すること。

4 電装品

- (1) 電装品の艤装は、設置及び配線後に試験を行い、全機能が使用できる状態とすること。
- (2) 電装品の電源はシャシの電装と分離し、バッテリーからヒューズブルリンク、艤装メインリレー及び艤装用ヒューズボックスを経由してつなぐこと。また、艤装メインリレーはサージ対策を施し、ACC連動にて動作すること。
- (3) 配線はできる限り隠蔽配線とし、外部に貫通する部分は、防水貫通金具を使用すること。また、艤装用ヒューズボックスをキャブ内に設置し、各ヒューズに配線名称及び容量を記入すること。
- (4) 電装品用スイッチは動作状態を確認できるものとし、名称を表示すること。
- (5) キャブ内に散光式赤色警光灯及び庫内灯のスイッチを設置すること。
- (6) 電動サイレンは助手席付近に押しボタン式スイッチを設置すること。
- (7) 赤色点滅灯は散光式赤色警光灯スイッチと連動させること。
- (8) 標識灯、路肩灯はスモール連動させること。
- (9) サーチライトはパーキングブレーキ連動とし、設置箇所付近にガード付スイッチを設置すること。
- (10) 後退警報器の警報音響を、任意に切り替えができるよう、スイッチをキャブ内に設置すること。（車幅灯点灯状態でも警報が鳴ること。）
- (11) ホース延長用資機材の固定状況を確認できるランプをキャブ内に設置すること。
- (12) 車両のバッテリー充電装置を設置し、任意の位置に蓋付コンセント接続口（マグネット式コンセント）を設けること。（取付位置は別途協議）

5 受令機等

- (1) 受令機は、当該更新車両から移設しキャブ内に取付けること。移設は当局と日程を調整し行うこと。
- (2) アンテナ及び拡声用スピーカーは、受注者が費用を負担し、新品を設置すること。

第6 塗装及び文字記入

1 塗装要領

塗装は、錆び落とし及び油類の清掃を完全に行いプライマー塗り、パテ付け、水研ぎ、サフェイサー塗り、水研ぎの順序で行った後、上塗りを3回行い、磨き上げを行うこと。

2 塗装区分

車両は、次に掲げる区分に従い塗装を行うこと。

なお、アルミ、ステンレス及びメッキを施した部分は生地の色とすること。

塗装部位		色
外板外側		朱色
外板内側		朱色
縞鋼板		銀色
収納庫内部		銀色
シャシ		黒色
ポン プ 用 配 管	水	淡青色
	空気	白色
	潤滑油	黄色
	グリース	茶色
	燃料	赤色

3 文字記入

文字記入は次のとおりとし、字体は、丸ゴシック体左書とし、名称、大きさ等は別途指示する。なお、再帰性に富んだ反射材を使用すること。

区分	色	位置
消防団名 「相模原市消防団」	金色黒縁	左右ドア部
分団名 「津8-2」 「佐野川2」	黒色	標識灯前
	白色	後部・左右リアドア下部・屋根部

以 上

別表 1 (装備品・1 台分)

品名	数量	内訳等
吸管用装備品	1	媒介金具 (消火栓用) (6 5 mm町野メス×7 5 mmネジメス)
	1	ストレーナー内蔵型ちりよけカゴ 吸管ヒッパラー媒介、6 5 町野オス金具付 フック付ロープ
	1	吸管ストレーナー (プラスチック製)
	1	吸管ちりよけ籠 (プラスチック製)
	1	吸管まくら木 (樹脂製・止め具付)
	1	低水位吸水装置 岩崎製作所：差込式オス型 (1 6 R S 0 1 X X)
消火用ホース (保護リング付)	5 0	消火用ホース (低圧損) 赤はかま青リング クリア塗装 (6 5 mm×2 0 m、耐圧1. 3 MP a)
照明器具	1	ポータブル発電機 (ホンダ：E U 9 i)
	1	I 型投光器 (I - 2 5 0 型)
	1	K S 投光器用三脚 (K - 1 型)
	1	コードリール (ハタヤ：S S - 3 0)
ホース棚カバー	1	ホース棚カバー (固定用ロープ付、防水布製、分団部名記入)
トランジスタメガホン	1	ノボル電気：T S - 6 3 1
震災用セット	1	レスキューキット (東京都葛飾福祉工場：リュック型)
補修用塗料	1	赤色 (1 5 0 m l 程度)
背負い式消火水囊	1 0	背負い式消火水囊 (トーハツ：ファイヤーハンター)
金属箱	必要数	収納庫用箱
燃料携行缶	1	横置型 2 0 L (消防法適合品)
防塵めがね	1 0	重松製作所 S P - 1 9 F (G Y)
防塵マスク	2	重松製作所 D D 0 2 V - S 2 - 2 K (1 0 個入)
救命胴衣	1 0	ミドリ安全 D X - 5 型
立ち入り禁止テープ	2	幅 7 c m×長さ 1 0 0 m

別表 2 (車体への取付品・1 台分)

品名	数量	内訳及び規格
消防団章	1	消防団章 (直径 150mmクロームメッキ、台座付)
散光式赤色警光灯	1	散光式赤色警光灯 (標識灯、スピーカー及び電動サイレン内蔵型) (大阪サイレン: NF-ML-VB2M-HA2、 標識灯 (白) (前面のみ)、標識灯枠 (黒))
赤色点滅灯	4	LED式赤色点滅灯 (大阪サイレン: LFA50)
電子サイレンアンプ	1	電子サイレンアンプ (大阪サイレン: TSK-D152) アンプ用マイク (標準付属品: MC-D1L)
照明灯	必要数	ポンプ操作部用照明灯 (LED)
		吸管操作部用照明灯 (LED)
		収納庫内部用照明灯 (LED)
路肩灯	2	路肩灯 (LED)
受令機	1	受令機本体 (当局支給・移設) NEC・JDC4H1C1-1D
		受令機用アンテナ 本体 WH-260NRS (HE)-EL (EL274でも可) 土台 WH-BAN-MJ (WH-BA5-M6-09でも可)
		拡声用スピーカー ラッパ型
バッテリー 自動充電装置	1	車両用バッテリー自動充電装置 (CTEK: MXS7.0JP)
可動式S字フック	10	可動式S字フック
消防活動用地図収納箱	1	消防用活動地図収納箱 (A3版×厚さ5cm程度が収納可能な箱)
金属箱	1	後部座席下部収納箱
吸管	2	軽量吸管 (75mm×10m、軽量、75mmネジ金具) ※固定金具の位置に合うようにテープ等の目印を設定
吸管スパナ	2	吸管スパナ (75mm用)
媒介金具	2	媒介金具 (中継口用) (65mmメスネジ×65mmメス町野、鎖付盲蓋、ストレーナー付)
	4	媒介金具 (放水口用) (65mmメスネジ×65mmオス町野)
消火栓開閉器具	1	大箱ネジ廻し (長さ900mm)
	1	神奈川県水用バール (日の出水道: 39型)

サーチライト	1	LED式 (小糸製作所：LWLR-1224-W1)
管 鎗	2	スーパーストリーム管そう (YONE：PP-65A・EXS)
		可変噴霧ノズル (YONE：プロコンペ【瞬】)
	1	安全管鎗 (YONE：PP-65A・550SF・L)
		NM-II 噴霧ノズル (呼称65mm) (口径23mm)
とび口	2	とび口 (1.8m) 木柄・刃先カバー
訓練旗	1	訓練旗 (旗棒も含む) (縦450mm×横600mm) (赤色生地、横書き白色文字「訓練」)
金挺子	1	金挺子 (長さ800mm程度)
スコップ	1	剣先スコップ
	1	角スコップ
はしご	1	折りたたみ式はしご (K-2-42)
車輪止	1	車輪止 (ゴム製、2個) (岩崎製作所：20SDMOOR)
スタンドパイプ	1	単口引上式スタンドパイプ (岩崎製作所：引上式)
消火器	1	車両用消火器 (ABC粉末20型)
ホースブリッジ	1	ホースブリッジ (1組) (岩崎製作所：02RV幅310)
ホース延長用資機材	1	加納式ホースカー (ブレーキ付、アルミ製、8本用) (分団部名記入)
		ホースカーカバー
ホース背負器2本用	1	ホース背負器、専用カバー付き (岩崎製作所：02HS02A)

別表3 (ホース延長用資機材への取付け品・1台分)

品名	数量	内訳及び規格
分岐管	1	双口接手 (岩崎製作所：21SSM666A：黄色)
管 鎗	2	ビクターワンタッチ無反動管鎗 (肩掛けバンド付) (岩崎製作所：04MH65mm)
		NM-II 噴霧ノズル (呼称65mm) (口径23mm)

物 件 売 買 契 約 書 (案)

契約番号

1	契 約 件 名					
2 契 約 物 件	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価 (税 込)	金 額 (税 込)
3	納 入 場 所 指 定 箇 所					
4	納 入 期 限 令 和 年 月 日 ま で					
5	契 約 金 額		百万	千	円	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額						
6	支 払 の 条 件 ☐ 部分払 _____ 回 ☐ 完納払い (第 7 条 全 文 削 除)					
7	契 約 の 保 証 ☐ 免除 (第 1 1 条 全 文 削 除)					
	☐ 現 金 _____ 円					
	☐ 保 険 加 入 ☐ 有 価 証 券 _____ 円					
8	契 約 不 適 合 責 任 期 間 物件引渡し完了の日から起算して _____ 年間					
9	そ の 他 の 事 項					

上記物件売買について、相模原市を発注者とし、 _____ を受注者とし、次の契約条項に基づき契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相 模 原 市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

契 約 条 項

（総則）

- 第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料（写真、イラスト及び文章等を含む。）製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（守秘義務）

- 第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡し後も同様とする。

（検収及び引渡し）

- 第5条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受け、これに合格したときに当該物件を発注者に引渡すものとする。
- 2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再検収を受けなければならない。

（契約代金の支払い等）

- 第6条 受注者は、契約物件の引渡し完了したときは、所定の手続きにしたがって契約代金の支払いを請求し、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

（部分払）

- 第7条 受注者は、契約物件の完納前において、相模原市契約規則第40条の規定により、対価の一部を受けようとするときは、既納部分に応じて契約代金の部分払を請求することができる。

（危険負担）

- 第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することのできない理由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第9条 発注者は、契約不適合責任期間中、契約物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その契約不適合責任によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合責任が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合の違約金）

- 第10条 受注者の責に帰する理由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額又は未納部分に相当する金額につき年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

（契約の保証）

- 第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

（物価変動に基づく契約金額等の変更）

- 第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期する事のできない異常な事態が発生し、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は物件の規格等を変更することができる。

（納入期限の延長）

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（発注者の催告による契約解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、納入期限又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないとき。

（発注者の催告によらない契約解除権）

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- (2) 第2条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る発注者の契約解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による発注者の契約解除権）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の催告による契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がなく物件の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第19条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(紛争の解決等)

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(担当者氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

メンテナンス対応等証明書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

(競争入札参加希望者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者氏名)

次のとおり証明します。

調達物品名【消防ポンプ自動車 2 台口（津 8－2・藤野佐野川 2）】

1 当該車両（艀装部分）のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄の整備工場

整備工場名称

所在地

電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力（該当するものを「○」で囲む）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）

及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1 日で対応します。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統（フローチャート図）

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内で対応します。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場への派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応します。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応します。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
（担当者氏名）

印

＊次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4 0 3 0

調達物品名 消防ポンプ自動車 2 台口（津 8－2・藤野佐野川 2）